

## 国税犯則取締法の改正について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士



10月号では「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の取り組みをご紹介させていただきました。今月号では国税犯則取締法の改正についてご紹介させていただきます。

### 〔質問〕

国税犯則取締法とはどのような法律ですか。  
また今回はどのような改正があるのでしょうか。

### 〔回答〕

#### 1. はじめに

10月10日の日本経済新聞1面トップに国税犯則取締法(以下、国犯法と言います。)改正の記事が掲載されました。そこで今月号では国犯法の改正と脱税調査の内容について説明させていただきます。

財務省と国税庁は脱税調査に際して、クラウドなどインターネット上に保存されているメールなどの情報を強制的に押収できる権限を認める、また、現在は日没から日出までの強制調査を禁止している点も見直し夜間の強制調査も可能にする検討に入りました。国犯法を68年ぶりに改正し、平成29年にも施行する見込みです。今後はIT(情

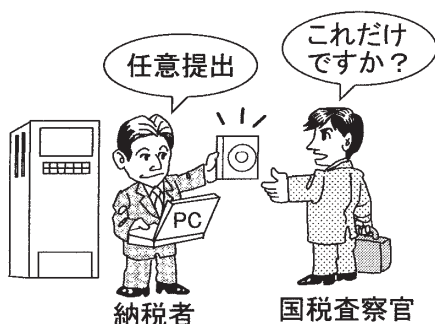
報技術)を駆使した悪質な脱税や国際的な税逃れが増えていくとみており、国税の査察権限を強化するのが目的です。

まず財務省が10月に開かれた政府の税制調査会に脱税調査の見直しの方向性などを提示して、国犯法の改正は年末にかけて与党の税制調査会と調整し、平成29年度税制改正大綱に盛り込む考えです。国犯法は昭和23年の改正以来、ほぼ見直しが行われておらず、条文もいまだにカタカナ表記です。今回の改正に伴い国犯法を国税通則法に編入する見通しです。

#### 2. 国税犯則取締法、査察制度、国税査察官について

##### (1) 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っています。一般の税務調査において、納税者の申告



現在の税務調査は納税者の同意を基にした任意調査

に誤りがあれば、申告額を更正することとしていますが、その調査は原則として納税者の同意を基としたいわゆる任意調査によっています。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、社会的責任を迫及するため、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められています。こうした者に対しては、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める制度（査察制度）があります。査察制度は、この意味において申告納税制度を基本的に支え、納税秩序を維持するために必要な制度です。

査察制度の具体的な手続は、国犯法に定められており、その執行には各国税局に配置された国税査察官が当たっています。

(2) 国税査察官

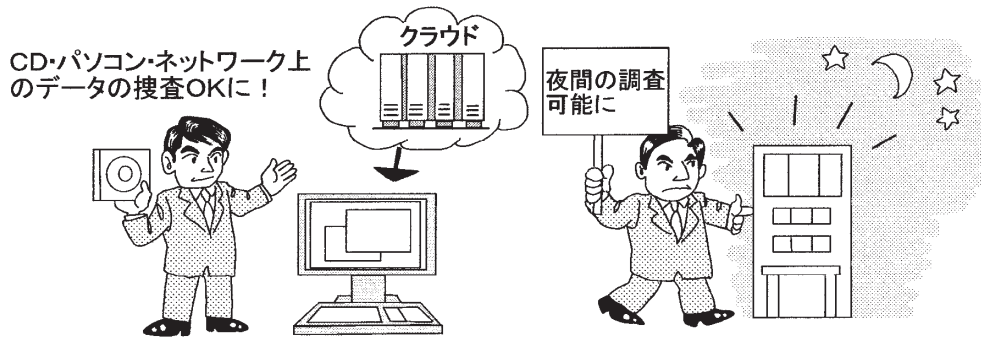
国税査察官は、国税庁及び全国11の国税局と沖縄国税事務所に配置されています。国税査察官は

脱税の調査を行う際に、犯則嫌疑者を逮捕して取り調べる権限こそありませんが、国犯法に基づき次のような権限を持っています。まず、犯則嫌疑者や参考人に質問し、帳簿や書類を検査することができます。また、任意に提出した物を領置することもできます。更に、裁判官から許可状の交付を受けて、一定の場所に立ち入って捜索し、証拠物件を差し押さえることができます。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、脱税の規模、手口等をより具体的に確認するための内偵調査を行います。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められることなどにより社会的非難を受けるに値する者の脱税の嫌疑事実を、裁判官に説明し許可状の交付を受けます。その許可状に基づいて強制調査に着手しますが、着手に当たって、各国税局に配置されている国税査察官は、統率のとれた一斉行動をとります。更に、国税局相互間で臨機に応援する体制も確立されています。強制調査の着手によって集められた書類等は、その後の綿密な調査によって、真実の所得の計算とその存在を立証するための証拠とされます。

国税査察官は、脱税の調査については所属国税局長の指揮の下にあり、直接検察官の指揮は受けません。しかし、調査を行うに当たっては、後日の裁判における公訴維持を考慮して、所得の存在を立証する証拠の保全はもちろん、犯則嫌疑者の故意の有無、責任の有無などについても十分配慮しており、そのため調査の過程においては、検察官と密接な連絡を取り必要に応じて協議しています。





(3) 査察調査の状況

査察制度が我が国に導入されたのは、昭和23年ですが、当時は我が国の経済全体が激しいインフレ下であり、納税秩序も乱れていてそのインフレによる利得を隠匿する者の数も多く査察調査の件数も相当数ありました。その後、インフレが終息して経済が安定化し、申告納税制度が定着するとともに、査察調査の対象には社会的非難を受けるに値する事案を選定するようになり、調査体制もこれに応じて逐次整備し、経済取引の複雑化、多様化等に即応した効果的な査察調査が行われるようになってきています。

3. 改正の内容

(1) IT データ等の強制捜査

インターネットが普及しIT化が進む中で犯罪もそれに伴いIT化が進みました。現代の犯罪捜査では当然にパソコン等の電子機器やインターネット上のデータを捜索する必要が出てきます。そこで刑事訴訟法ではパソコンやCD、ハードディスクといった電子機器自体を差し押さえたり、内容をコピーして押収等を行うことができるようになりました。またインターネットを通じて他の電子機器とつながっている場合は、インターネット経由でそれについても捜索等ができるようになってきました。しかし国犯法ではいまだそのような規定は存在しておらず、パソコンやインターネット上のデータを国税査察官が調査するには、所持者等から任意に提供してもらう以外に方法はありません。「パナマ文書」により発覚した租税回避地（タックスヘイブン）による租税回避のように、昨今の脱税調査にはパソコンやネットワー

ク上のデータの捜索は必須です。そこでこれらの電子データ等も臨検、捜索、差押の対象となることが盛り込まれています。

(2) 夜間の強制捜査

刑事訴訟法では日出前、日没後の夜間でも令状にその旨の記載を裁判所がすることによって捜索、差押等を行うことが出来ます。また日没前に捜索、差押に着手していれば日没後もそのまま継続することが許されます。関税法でも現在、夜間の調査は認められています。しかし現行の国犯法は8条で「収税官吏は日没より日出までの間臨検、捜索又は差押をすることを得ず」として夜間の捜査を禁止しています。これまでは夜間に調査する必要があっても国税査察官は捜査することができませんでした。今回の改正でこの点も改められる見込みです。

我が国の租税制度の原則のひとつである課税の公平性を維持するためには、情報の強制的な収集や夜間の捜索等を可能にする時代の流れに即した改正が必要となってきたのでしょう。「パナマ文書」の流出により注目された租税回避行為の解明にも今回の改正が活かされることと思われます。

